

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		感染症等専門家組織(仮称)の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税5) 法人住民税、法人事業税: 義(自動連動)(地方税2)
		② 上記以外の税目	所得税: 外、相続税: 外、消費税: 外、印紙税: 外、登録免許税: 外、個人住民税: 外、不動産取得税: 外、固定資産税: 外、事業所税: 外、地方消費税: 外、都市計画税: 外、自動車税: 外、軽自動車税: 外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>—</p> <p>《要望の内容》</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策本部(令和4年6月17日開催)において公表された「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」において、「医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を一体的に運用するため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織として、いわゆる日本版CDCを創設する」ことが決定されたことを受け、「感染症等専門家組織」(仮称)の設立に伴い、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>《関係条項》</p> <p>法人税関係: 法人税法第4条第2項及び第37条第4項 法人住民税関係: 地方税法第25条第1項第1号及び第296条第1項第1号、法人税法第37条第4項 事業税関係: 地方税法第72条の4第1項第2号</p>
5	担当部局		厚生労働省大臣官房厚生科学課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和4年9月 分析対象期間: —
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		期限の定めのない措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>感染症に関する科学的知見の基盤・拠点等となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、次の感染症危機に備える。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」(令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定) ・「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の

			感染症危機に備えるための対応の具体策」(令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
	② 政策体系における政策目的の位置付け		<p>基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p> <p>施策目標5-2 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 感染症に関する科学的知見の基盤・拠点等となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、次の感染症危機に備える。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 税制上の措置を講じることにより、「感染症等専門家組織」(仮称)において、医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を、効率的に実施することが可能となる。</p>
10	有効性等	① 適用数	1法人
		② 適用額	国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合して設立する新たな専門家組織のあり方について、検討を進めているところであることから現時点では推計することは困難。
		③ 減収額	国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合して設立する新たな専門家組織のあり方について、検討を進めているところであることから現時点では推計することは困難。
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 感染症に関する科学的知見の基盤・拠点等となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、次の感染症危機に備える。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 税制上の措置を講じることにより、「感染症等専門家組織」(仮称)において、医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を、効率的に実施することが可能となる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	税制上の措置を講じることにより、「感染症等専門家組織」(仮称)において、医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を、効率的に実施することが可能となるため。

11	相当性	① 税制特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>「感染症等専門家組織」(仮称)は、国の組織である国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合することにより設立するものであるが、国立国際医療研究センターは現在、国立研究開発法人として、税制上の優遇措置を受けていることから、統合後の「感染症等専門家組織」(仮称)においても、引き続き国立国際医療研究センターと同様の税制上の措置を講じることによって、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、政府の司令塔機能の強化を図り、次の感染症危機に備えるという政策目的が果たされるので妥当である。</p> <p>「感染症等専門家組織」(仮称)については、令和7年度以降の設置を目指すこととしており、今後、予算措置を要求する予定。</p> <p>地方税に係る税制上の措置を講じることにより、「感染症等専門家組織」(仮称)において、医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を、効率的に実施することが可能となる。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和9年度